

ID: 15

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 第9条第1項		
例規番号	昭和39年条例第206号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条第1項の規定による。 (行政財産の目的外使用)</p> <p>第9条 他の条例に定めるものを除くほか、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可された者からは、別表に掲げる使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>4 使用料の減免については、第4条の規定を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日